# 川西市議会基本条例(案)

# 目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会の運営(第2条 第5条)
- 第3章 議員の活動(第6条 第9条)
- 第4章 市民と議会との関係(第10条 第13条)
- 第5章 議会と市長等との関係(第14条 第18条)
- 第6章 議会機能の強化(第19条 第24条)
- 第7章 議員の報酬(第25条)
- 第8章 最高規範性及び検証、見直し手続(第26条 第28条)

付則

川西市は、大阪や神戸の近郊に位置し、豊かな自然に恵まれ、清和源氏ゆかりの史跡など歴史と文化の魅力ある住宅都市として発展してきました。

また、昭和50年代半ばからは、積極的なコミュニティ施策が進められ、今では全市的に概ね小学校区単位を基本としたコミュニティ組織が結成され、様々な活動が展開されています。

さらに、いわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、なお一層住民 自治を推し進めるため、平成22年に「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」を、平 成26年には「川西市地域分権の推進に関する条例」を制定するなど、市民生活には個性 的で自立した地域づくりが根付いてきました。

川西市議会では、これまでの歴史を踏まえ、積極的な情報公開をはじめ、様々な議会改革を進めてきましたが、さらに地方自治の本旨である「住民自治」の精神を尊重し、市民の多様な意見を市政に反映させるために議論を尽くさなければならず、そのために議員1人ひとりの不断の努力が求められています。

市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制のもと市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。

# 解 説

前文は、川西市の特徴やこれまでの取り組みに加えて、本条例の制定に至った背景などを示しています。同時に、本条例制定にあたって、議員の決意を示しています。

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市政における最高の意思決定機関である議会の役割を明らかにするとともに、その活動原則及び責務を定めることにより、市民の負託にこたえるべく公平かつ公正な議会運営を実現し、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の発展を図ることを目的とする。

### 解説

議会の議員は、市長と同様に、市民が直接選挙により選出する二元代表制の一翼を担っていることを自覚し、活動の原則や責務を定めることにより、公正かつ公平な議会運営を通して、市民福祉の向上と市政の発展を図ることを条例制定の目的として定めています。

# 第2章 議会の運営

(議会の運営原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営しなければならない。
  - (1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
  - (2) 市民に分かりやすい議会であること。
  - (3) 議員相互の自由闊達な討議を中心とした運営に努め、十分な議論を尽くし、合意形成を図ろうとする議会であること。

### 解説

前文に規定しているとおり、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現するための議会運営を進めるうえで、全議員の意識を統一し、「議会力」を高めるため、(1)~(3)にその原則を定めています。

(定例会の回数及び会期等)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項 に規定する定例会の回数は、年4回とする。 2 定例会及び臨時会の会期その他の議事運営に関する事項は、川西市議会会議規則(平成4年川西市議会規則第1号)に定めるところによる。

### 解説

- 1 本会議には、定例会と臨時会があり、定例会については、地方自治法の規定により、1年間に何回開催するかを条例で定める必要があります。これを年 4 回とすることを定めています。(現在の開催回数と同じ)
- 2 本会議の議事運営にかかる様々な取り決めについては、本市議会の会議規則で具体的な規定を定めています。

### (議員定数)

- 第4条 議員の定数は、議会の役割及び機能を果たすことができ、かつ市民の意見等を考慮した上で定めるものとする。
- 2 法第91条第1項に規定する議員の定数は、26人とする。

### 解説

- 1 議員の定数は、地方自治法やこの条例に規定する様々な議員活動の実態を考慮しながら、広く市民の意見や要望などを市政に反映させるという議会の役割と機能を十分に果たすことに重点を置き、市民の意見等も踏まえて定めることとしています。
- 2 議員の定数を26人にしています。(現在の定数と同じ)

## (委員会)

- 第5条 議会は、議案の専門性及び特性に応じ、効率的かつ詳細な審査を実施することができるよう、常任委員会を設置し、また、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
- 2 議会は、その運営に関する諸問題等に適切に対応するため、議会運営委員会を設置する。
- 3 常任委員会及び特別委員会の設置及び運営等並びに議会運営委員会の運営等に関して は、川西市議会委員会条例(昭和31年川西市条例第40号)に定めるところによる。
- 4 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議会において別に定める会議(以下「委員会等」という。)は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管の事務 の調査の充実を図るとともに、積極的な政策立案及び政策提言を行うものとする。

## 解 説

- 1 議会は、条例や補正予算などの議案を審査する「常任委員会」を設置するほか、特定 の事業などに関する調査・研究や予算・決算の審査を行うための「特別委員会」が設置 できることを規定しています。これらの委員会の設置は、議員がいくつかのグループに 分かれて審査や調査などを行うことによって、より専門的かつ効率的に議論を進めるこ とを目的としています。
- 2 このほか、議会の運営全般に関する諸問題等について、その時の状況に応じた対応を協議・決定するために議会運営委員会を設置することを規定しています。
- 3 常任委員会をはじめとする各種委員会の運営等に関する様々な取り決めは、本市議会 の委員会条例で具体的な内容を定めることとしています。
- 4 それぞれの委員会は、市政の課題に関して適切かつ迅速に対応するために、担当する 事柄について十分な調査・研究を行い、市長等に対して積極的に政策提言を行うことを 定めています。

# 第3章 議員の活動

# (議員の活動原則)

- 第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
  - (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
  - (2) 市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。
  - (3) 条例、意見書案等の提案を踏まえた積極的な政策提案に努めること。
  - (4) 日ごろの調査及び研修を通じ、自らの資質向上に努めること。

- (1)議員が、老若男女はもとより、議員としての経験年数などにかかわらず、互いが対等な 立場で活発な議論を行うことによって、議会として、より良い結論を導き出すことを目 指して、この規定を定めています。
- (2)様々な立場の市民の意見を十分に把握したうえで、市民全体のことを念頭に置いて、議会としての決定や政策提案などを行うことを目指して、この規定を定めています。
- (3)市民全体の意見を的確に把握し、議会で活発な議論を重ねたうえで、条例や意見書の提出などにより、積極的な政策提案を行うことを目指して、この規定を定めています。
- (4)市民の意見を踏まえた政策提案等を行うためには、議員として必要な知識や能力を高めることが重要であるため、常に議員個々の資質向上に努めることを規定しています。

# (議員の政治倫理)

- 第7条 議員は、市民の代表として相応しい品位を保ち、議員としての責務を正しく認識 し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。
- 2 政治倫理に関して議員が遵守すべき事項は、川西市議会議員及び市長の倫理に関する 条例(平成3年川西市条例第23号)に定めるところによる。

# 解説

- 1 議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、本市における最高の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展と市民生活の向上に携わっているという責務を認識し、 品位を保ちながら、誠実かつ公正にその使命を達成することに努めなければならないことを定めています。
- 2 議員が誠実かつ公正に職務を遂行するために、「川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例」を遵守しなければならないことを定めています。

## (会派)

- 第8条 議員は、政策立案、決定、提案等を行うため、同一理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。
- 2 会派に関する規定は、別に定めるところによる。

### 解説

- 1 様々な政策に関する基本的な考え方が一致する議員が集団となって活動するために「会派」をつくることができる旨を定めています。
- 2 「会派」の結成の手続き等の詳細に関する取り決めをつくる必要があるため、この条例とは別に定めることを規定しています。

## (政務活動費)

- 第9条 会派及びいずれの会派にも属さない議員(以下「会派無所属議員」という。)は、 不断の能力の向上のために法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、 市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うことができる。
- 2 会派及びこれに所属する議員並びに会派無所属議員は、政務活動費の適正な執行及び 使途の透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。
- 3 政務活動費の交付に関しては、川西市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13 年川西市条例第3号)に定めるところによる。

# 解説

- 1 政務活動費は、議員の調査研究などの活動に使用する費用として、地方自治法で「会派」又は議員に対して交付できることが規定されています。ここでは、議員が政務活動費を有効に活用して、積極的に活動を行うことを定めています。
- 2 積極的な議員活動を行う上で、政務活動費は、その使途基準に沿って適正に執行され なければならないことはもちろんですが、その収支報告書などを公開して透明性を確保 し、市民に対する説明責任を果たさなければならないことを定めています。
- 3 政務活動費の交付に関する具体的な取り扱いは、別の条例(川西市議会政務活動費の 交付に関する条例)で定めることを規定しています。

## 第4章 市民と議会との関係

(情報発信、共有及び説明責任)

第10条 議会は、その有する情報を積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、 説明責任を十分に果たさなければならない。

### 解説

議会が市民の意見等を把握し、それを踏まえた政策提案などを行うためには、市民に対して情報を積極的に発信し、情報共有を推進するとともに、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならないことを規定しています。

### (傍聴及び会議録の公開)

第11条 本会議及び委員会等の会議は、原則として全て公開とし、会議録その他配布資料等についても同様とする。

### 解説

開かれた議会とするため、市議会内で開催する会議の傍聴はもとより、その会議録や会議で配付された資料等について、原則として全て公開することを定めています。

## (市民参加)

- 第12条 議会は、市民参加の機会を拡充するとともに、市民の意見を反映させ、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 議会は、前項に規定する機会を確保するため、次に掲げる方法のうち、適当な方法を

選択して実施するものとする。この場合においては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も踏まえ、市民全体の意向を把握するように努めなければならない。

- (1) 議会報告会又は意見交換会
- (2) 素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等(当該案件に係る利害関係人を含む。)に意見提出を求める手続
- (3) アンケート調査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が適当と認める方法

### 解説

- 1 議会は、会議の傍聴をはじめ、市民への情報公開と十分な説明などを通して、より多くの意見や要望等が提出されるような環境を整えて、市民の意見等を踏まえた政策提案等を積極的に行うよう努めることを定めています。
- 2 市民からの意見等を把握するために、具体的な方法を列挙しています。また、これらの方法によって、意見を伝えることが難しい市民へ配慮することについても定めています。列挙している具体的な方法のうち、(2)については、いわゆるパブリックコメントのことで、議会のホームページに掲載したり、行政センター等に資料を備え付けたりして、広く市民の意見を求める手法のことです。

また、(4)については、意見等を求める内容やその時の事情に応じて、(1)~(3)以外に 色々な方法がとれるようにしています。

# (請願及び陳情)

- 第13条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り 扱うものとする。
- 2 議会は、請願者の求めに応じて、請願者が説明及び意見陳述を行う場を設けることが できる。
- 3 前項の説明及び意見陳述を行う場に関する規定は、第3条第2項の規定を準用する。

- 1 請願や陳情は、市民が有する権利であるとともに、市民からの要望・意見等が政策提案であると位置付け、その趣旨を十分に把握したうえで、適切かつ誠実に議論し取り扱いを決定することを定めています。
- 2 請願の趣旨などを十分に把握するために、請願者の説明や意見陳述の機会を設けることができることを定めています。
- 3 請願者が意見陳述を行う場合の様々な取り決めについては、本市議会の会議規則で具体的な内容を定めることとしています。

### 第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。

## 解説

1 議会が市長等の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査・研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張のある関係を保ちながら、共に市政の発展に努めなければならないことを定めています。

# (議決事件)

- 第15条 議会は、法第96条第2項の趣旨を踏まえ、適切な時期に議決事件対象の追加 又は削除を検討するよう努め、その結果について必要な措置を講じるものとする。
- 2 議会は、前項の規定により追加又は削除するときは、その理由を明確にしなければならない。

## 解説

1 地方自治法第96条第1項では、条例の制定や予算の議決をはじめ、議会が議決しなければならない事柄が具体的にあげられていますが、これに加えて、第2項で議会が議決する事項を条例で定めることができるようになっています。

これを受けて、議会が、時代の変化に対応して、重要と判断した事柄を追加したり、 必要性がなくなった事柄を削除するなど、常に見直しを行うことを定めています。

2 議会として、議決事項を追加又は削除する場合には、その理由を明確にしなければならないことを定めています。

### (監視及び評価)

第16条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務 の執行を監視し、その評価を行うものとする。

#### 解説

議決や調査といった議会が有する権限によって、市長等の事務執行を監視するとともに、それが適正に行われているかを議会として評価することを定めています。

## (議会への報告及び情報の提供)

第17条 議会は、政策水準の一層の向上を図るため前条に基づき評価を行う場合その他

必要と認めるときは、市長等に対し資料の提出又は説明を要求することができる。

2 前項の要求があったときは、市長等は誠実に対応するものとする。

## 解説

- 1 議会は、より良い政策や事業等を実施することを目指して、市長等との議論や議会としての提案等を行うために必要と認めるときには、市長等に対して資料の提出や説明を求めることができる旨を定めています。
- 2 市長等は、議会から資料の提出や説明を求められた場合には、誠実に対応することを 定めています。

# (会議における質疑応答)

- 第18条 本会議及び委員会等における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- 2 市長等は、本会議及び委員会等において、当該質疑を行った議員又は委員に対して質 疑又は趣旨の確認をするための発言をすることができる。

## 解説

- 1 議員及び市長等は、より良い結論を導き出すことや、市民の方が傍聴してもわかりやすい会議とするため、互いに論点及び争点を明確にして議論することを定めています。
- 2 論点を整理し議論を深めるために、市長等が議員の質問に対して、その趣旨や不明確 な点などを確認することができる旨を定めています。

## 第6章 議会機能の強化

### (専門的知見の活用)

- 第19条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るものとする。
- 2 議会は、専門的かつ政策的見識等を討議に反映させるため、法第115条の2第1項 に規定する公聴会及び同条第2項に規定する参考人を活用するよう努めるものとする。
- 3 第1項による活用を図るため必要な事項は、別に定める。

# 解 説

- 1 地方自治法では、議会として議案の審査や市の事務等に関する調査を行うために、専門的な知識・経験などを有する人や団体に、調査・研究を依頼できることになっています。議会として、特に、市が直面する重要課題について、この制度を積極的に活用することを定めています。
- 2 同じく地方自治法では、議会が予算などの重要議案や請願等の審査にあたって公聴会 を開いたり、参考人から意見を聞くことができることになっています。この制度も同様 に、活用を図ることを定めています。
- 3 これらの活用を図るために必要な具体的な取り決めなどをこの条例とは別に定めることを規定しています。

### (議員研修)

- 第20条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。
- 2 前項の議員研修の充実に当たっては、多様な分野から専門的知識を取り入れるよう配 慮しなければならない。

## 解説

- 1 議員の政策形成及び立案の能力向上を図るため、必要な研修の充実と強化を図る旨を 定めています。
- 2 議員が様々な政策課題に対応するため、研修によって各分野の専門的な知識を広く習得するように努めることを定めています。

# (議会広報の充実)

第21条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実に努めるものとする。

### 解説

市議会のホームページを通して、本会議の様子を動画配信するなど、市民に議会活動や 市政運営に関心をもってもらえるように、設備や人的体制を整えて広報活動の充実強化に 努めることを定めています。

## (議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、図書室機能の充実に努めるものとする。

### 解説

議会図書室は、地方自治法の規定で議員の調査研究のために設置が義務付けられています。引き続き、議案審査や政策提案等の調査研究に有効活用できるよう、市政の課題等に応じた専門情報誌等の収集など、図書室機能の充実を図ることを定めています。

# (議会事務局)

第23条 議会は、その政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、 議会事務局の調査機能及び法制機能の充実並びに組織体制の整備に努めるものとする。

# 解説

議員が様々な調査研究により、議会での討議を深めるとともに、幅広く政策提案等を行うため、これを補佐する役割を担う議会事務局として、調査機能や法制業務の充実に向けて、組織体制の整備を図ることを定めています。

## (適正な議会費の確立)

第24条 議会は、適正な議会の活動費を確保し、より円滑な議会運営を確立するため、 必要な予算の確保に努めるものとする。

#### 解説

議会がこの条例で規定している様々な活動を進めるために、適正な活動費を確保して、 より円滑な議会運営が図れるように、必要な予算の確保に努めることを定めています。

## 第7章 議員の報酬

### (議員報酬)

- 第25条 議員報酬は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)別表に規定する川西市特別職報酬等審議会の答申及びその他の事情を考慮し、定めるものとする。
- 2 議員報酬に関する規定は、川西市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年川 西市条例第32号)に定めるところによる。

- 1 議員の報酬を変更する場合には、学識者と市内の公共的な団体や市民の代表で構成される「川西市特別職報酬等審議会」の意見を尊重することはもとより、災害の発生など 突発的な出来事による財政事情の急変などを考慮して定めることとしています。
- 2 議員の報酬は、議長、副議長、その他の議員で金額が異なることから、それぞれの金額や支払い方法などの詳細については、川西市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めることを規定しています。

# 第8章 最高規範性及び検証、見直し手続

# (最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等の制定、 改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければな らない。

# 解説

この条例を議会における他の条例や規則などの中で最上位に位置付けることを規定しています。これによって、議会に関する条例などの制定や改正等を行う場合には、この条例の内容に反しないよう、整合性を図らなければならないことを規定しています。

# (本条例の研修)

第27条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員就任後、速やかに全議員を対象とした研修を実施しなければならない。

### 解説

4年ごとに行われる議員選挙の後、速やかに全議員を対象として、この条例の理念など を共有するための研修を行うことを定めています。

# (条例の検証及び見直し手続)

- 第28条 議会は、市民の意見や社会情勢等を考慮し、必要があると認めるときは、この 条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、見直しが必要と認められる場合は、この条例 及びその他議会に関する条例の改正を含め、適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 1 この条例を実効性あるものにするため、市民の意見や社会情勢の変化等を考慮するとともに、条例を施行した後の取り組み状況を確認して、検証することが大切となることから、これを議会運営委員会で行うことを定めています。
- 2 上記で検証した結果、見直しが必要と認めたときは、条例の改正をはじめ、速やかに 適切な措置を講ずることを定めています。